

IX 医療

1 医療支援を受けるには

(1) 自立支援医療《更生医療(18歳以上)・育成医療(18歳未満)の給付》

内容	身体上の障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待される者に対して提供される、更生のために必要な医療費の支給です。 自己負担は1割の定率負担です。所得に応じて1月あたりの負担限度額が設定されています。	
注意事項	福祉医療に該当する方が更生医療、育成医療を受けた場合の自己負担額の一部については、福祉医療が適用されます。	
医療の範囲	診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	
対象となる医療の例	(1) 視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術 など
	(2) 聴覚障害	人工内耳埋込み術、鼓室形成術、穿孔閉鎖術 など
	(3) 音声言語障害	顎骨形成術、口蓋裂形成術、歯科矯正 など
	(4) 肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術 など
	(5) 内部障害等	人工透析療法、腎臓移植術、ペースメーカー埋込術、肝臓移植術、移植術後の抗免疫療法、中心静脈栄養法、抗HIV療法 など
手続に必要なもの	① 申請書 ② 意見書(専用) ③ 保険証の写し ④ 税務情報の閲覧同意書 ⑤ 個人番号 ⑥ 身体障害者手帳(更生医療のみ) ⑦ 特定疾病療養受療証(人工透析実施該当者のみ)	
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)	

(2) 自立支援医療《精神障がい者の精神通院医療費の公費負担》

内容	自己負担については原則として医療費の1割負担です。 世帯の所得に応じて負担上限月額を設定します。
対象者	通院により医療を受けている精神に障がいのある方
手続に必要なもの	① 申請書 ② 診断書(専用) ③ 保険証の写し ④ 税務情報の閲覧同意書 ⑤ 年金証書写し(振込通知書) ⑥ 個人番号
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

(3) 障がい者歯科診療

内容	重度障がい者のために、以下の県内4病院が基幹病院として県から指定されています。		
	(北信)…長野赤十字病院	☎ 026-226-4131	長野市若里 5-22-1
	(東信)…浅間総合病院	☎ 0267-67-2295	佐久市岩村田 1862-1
	(中信)…松本歯科大学病院	☎ 0263-52-2300	塩尻市広丘郷原 1780
	(南信)…昭和伊南総合病院	☎ 0265-82-2121	駒ヶ根市赤穂 3230
	また、「障害者歯科相談医制度」として、県内で約490名の歯科医が登録され、身近で相談や診療が受けられます。		
	《市内の障害者歯科相談医》		
	・若林歯科	☎ 026-213-7574	・竹内歯科医院(稲荷山)☎026-274-7050
	・渡辺歯科医院	☎ 026-272-1313	・滝沢歯科医院(磯部) ☎026-276-4636
	・竹内歯科医院(屋代)☎	026-273-4500	・前山歯科医院 ☎ 026-276-0282
	・大村歯科医院	☎ 026-275-0066	・しおいり歯科医院 ☎ 026-273-8080

2 在宅重度心身障害者(児)の訪問歯科健診

内容	長野県では、口腔衛生の向上を通して健康の維持・増進を図るため、在宅の重度心身障害児(者)に対する訪問歯科健診を実施しています。
対象者	以下の項目すべてに該当する者(児) (1) 身体障害者手帳の肢体不自由1級～3級の方 (2) 療育手帳A1またはA2の方 (3) 県内に住所を有し、在宅で介護を受けており、外出が困難である方 (保育所、幼稚園、学校等に通所、通園、通学していても、施設内で実施する歯科健診を受けられない状態である場合を含む。) (4) 介護保険制度を利用していない方
注意事項	療育手帳の交付を受けていない障害者(児)の方でも、市が「重度心身障害者(児)」と判断した場合は対象となります。
申込方法	毎年度7月頃に市報・ホームページでお知らせします。下記窓口にお問い合わせください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

3 福祉医療費給付金

内容	重度の心身障がい者が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。
対象者	(1) 身体障害者手帳 1～4 級の交付を受けている方(4 級は所得制限あり) (2) 療育手帳の A1・A2・B1 の交付を受けている方 (3) 65 歳以上の重度障がい者(後期高齢者医療の障がい認定を受けることができる方) (4) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方(通院のみ・所得制限あり) (5) 精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている方で、自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方(通院のみ・所得制限あり) (6) 自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けている方(通院のみ) (7) 特別児童扶養手当 1 級・2 級該当者 (8) 65 歳未満の国民年金法施行令別表で定める 1 級 10 号及び 2 級 16 号該当者(通院のみ)
窓口	千曲市役所 健康推進課 国保医療係 (内線 1233)

4 難病等に関する医療費の給付について

難病等に関する医療費が助成されます。詳しくは、長野保健福祉事務所の窓口へお問い合わせください。

給付の種類	内 容	対 象 者
小児慢性特定疾病医療費給付	小児慢性特定疾病(788 疾病)にかかっている 18 歳未満の児童などが、指定医療機関(薬局、訪問看護ステーションを含む。)において、当該疾病に係る治療を受けた場合、その医療費が助成されます。 なお、所得に応じた一部負担額があります。	小児慢性特定疾病に関する医療を受けている方
難病患者の医療費給付 (特定医療費、特定疾病医療費)	国または県が指定した難病患者の保健医療費(介護サービス費)の自己負担分を公費負担します。なお、所得に応じた自己負担があります。	国または県が指定した難病に関する医療を受けている方
遷延性意識障害者医療費給付	遷延性意識障がい者(遷延性植物状態者)の保険医療費の自己負担分を公費負担します。 なお、所得に応じた自己負担があります。	引き続き 3 ヶ月以上の間、意識障がい等がある方
ウイルス肝炎医療費給付	B 型および C 型ウイルス肝炎の患者の保険医療費(原則入院に限るが、一部の通院も対象)の最終自己負担分(患者一部負担額を除く)を公費負担します。	ウイルス肝炎に関する医療を受けている方
お問い合わせ先	長野保健福祉事務所 健康づくり支援課 ☎ 026-225-9045	

X 税金

1 控除

(1) 所得税及び市県民税に関する障がい者の所得控除

内容	税額の計算の基礎となる所得から、下記の通り所得控除として控除されます。						
区分	等級	障がい等級		所得税 (国税)		市県民税 (地方税)	
		身障 1・2 級 療育 A1・A2 精神 1 級	身障 3～6 級 療育 B1・B2 精神 2・3 級	本人	控除対象 配偶者又は 扶養親族	本人	控除対象 配偶者又は 扶養親族
障害者			●	27万円		26万円	
特別障害者	●			40万円		30万円	
同居特別障害者	●				75万円		53万円
窓口	所得税(国税)……上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内) 市県民税(地方税)…千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144) 給与所得者の場合は、勤務先の給与(年末調整)担当者に相談をお願いします。						

(2) 所得税・市県民税に関する医療費控除

内容	本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った一定額以上の医療費があるときは、所得から差し引くことができます。	
医療費控除の 計算方法	$\left(\begin{array}{c} 1/1 \sim 12/31 \text{ で} \\ \text{支払った医療費} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補填される金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 10 \text{ 万円又は総所得金額等の } 5\% \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 200 万円)} \end{array} \right)$	
対象	診療費の他、次の費用も医療費控除の対象となります。 ① 紙おむつ購入費用 6ヶ月以上寝たきり状態で、おむつの使用が必要であると医師が認めた方のおむつ代 (医師が発行した「おむつ使用証明書」と「支出したおむつ代の領収書」が必要です。) ② ストマ用装具購入費用 人工肛門、人工膀胱造設者が使用するストマ用装具で、ストマ用装具を消耗品として使用することが治療に必要不可欠であると医師が認めた方のストマ装具購入費用 (医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」と、「支出したストマ用装具代の領収書」が必要です。) ③ 介護サービスに要する費用 一定の要件を満たす在宅介護サービス等の提供に係る自己負担額等	
手続	医療費控除に関する事項を記載した確定申告書又は市県民税の申告書の提出が必要です。その際、医療費控除の明細書を作成し、添付する必要があります。	
窓口	所得税(国税)…上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内) 市県民税(地方税)…千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144)	

(3) 相続税に関する障害者控除…国税

内容	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除(税額控除)されます。	
	身障 1・2 級、療育 A1・A2、精神 1 級	20 万円×(85 歳に達するまでの年数)
	身障 3～6 級、療育 B1・B2、精神 2・3 級	10 万円×(85 歳に達するまでの年数)
窓口	上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内)	

2 非課税

(1) 利子等の非課税(障害者等マル優)…国税

内容	預け入れた少額預金及び購入した少額公債については、それぞれの制度に基づき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります。
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、障害年金受給者 等
窓口	ゆうちょ銀行(郵便局)、銀行、証券会社 等

(2) 贈与税の非課税…国税

内容	特別障害者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち 6,000 万円(特定障害者のうち、特別障害者以外の者にあつては 3,000 万円)まで贈与税がかかりません。
受益者	身体障害者手帳 1・2 級所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者
窓口	信託銀行 等

(3) 消費税の非課税…国税、県税(地方消費税)

内容	障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する次の物品の譲渡、貸付等が非課税となっています。 ・補装具(義肢、装具、補聴器、車いす等) ・日常生活用具(視覚障害者用読書器、特殊寝台、体位変換器等) ・身体障がい者が運転できるよう補助手段が講じられている自動車(手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器等) ・車いすを使用する者を、車いすとともに搬送できるよう昇降装置を装備し、かつ、車いすの固定に必要な手段を施してある自動車
窓口	上田税務署 ☎ 0268-22-1234(自動音声案内)

(4) 個人事業税の非課税…県税

内容	両眼の視力を喪失した者又は万国式試視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、はり、きゅう、マッサージその他の医業に類する事業
対象者	重度視覚障がい者
窓口	総合県税事務所 ☎ 026-234-9507(直通)

(5) 個人市・県民税の非課税…県税、市税

内容	前年の合計所得金額が 135 万円以下(収入が給与のみの場合、年収に直すと 204 万 4,000 円未満)の障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親の方には、個人市・県民税が課税されません。
窓口	千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144)

3 自動車税(種別割/環境性能割)(県税) 軽自動車税(種別割/環境性能割)(市税)の減免

内容	障がい者のために専ら使用する自動車で、条件にあてはまるものを減免します。																	
対象者	障がいの程度が次の表に該当する方 ● 本人及び同一生計者、常時介護者の運転も対象 ○ 本人運転のみ対象																	
注意事項	2つ以上の障がい区分に該当する場合は、個々の障がい区分・程度等により判定します。																	
	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症					
							特	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
身 体 障 が い	視 覚	●	●	●	●		●	●	●	●	●							
	聴 覚		●	●			●	●	●	●	●							
	平 衡			●			●	●	●	●	●							
	音 声 (喉頭摘出者のみ)			○			○	○	○									
	上 肢	●	●				●	●	●	●								
	下 肢	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○		
	体 幹	●	●	●		○		●	●	●	●	●	○	○	○	○		
	脳原性 上 肢	●	●															
	脳原性 移 動	●	●	●	○	○	○											
	心 臓	●		●				●	●	●	●							
	じん臓	●		●				●	●	●	●							
	呼吸器	●		●				●	●	●	●							
	膀胱又は直腸	●		●				●	●	●	●							
	小 腸	●		●				●	●	●	●							
肝 臓	●	●	●				●	●	●	●								
免 疫	●	●	●															
知的障がい	● 療育手帳 A1 または A2 の交付を受けている方																	
精神障がい	● 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方																	
所 有 関 係	区分	所有者(納税義務者)					運転者											
	18歳未満の 身体障がい者	同一生計者					同一生計者											
	18歳以上の 身体障がい者	本 人					本 人											
							同一生計者 日常的介護者(障がい者等のみで構成の世帯に限る。)											
	知的障がい者	本 人					本 人											
							同一生計者 日常的介護者(障がい者等のみで構成の世帯に限る。)											
	精神障がい者	本 人					本 人											
							同一生計者 日常的介護者(障がい者等のみで構成の世帯に限る。)											
	精神障がい者	同一生計者					本 人											
							同一生計者											

減免要件	使用要件	次のいずれかの用途で使用する こと ア 障がいのある方が本人が運転すること イ 障がいのある方の通院・通学・通勤・その他日常生活の必要のために障がいのある方と生計を一にする方が運転すること ウ 障がいのある方(障がいのある方のみで構成される世帯の方に限る)の通院・通学・通勤・その他日常生活の必要のために障がいのある方を日常的に介護する方が運転すること
	所有要件	次のいずれかの方が所有していること ア 障がいのある方 イ 障がいのある方と生計を一にする方(18歳未満の身体障がい者及び精神・知的障がい者に限る。) ※身体障がい児が18歳に達した場合は、障がい者本人の所有に名義変更するとともに再度減免申請が必要となります。
減免台数	障がいのある方1人につき、自家用の自動車(軽自動車を含む)1台に限る	
減免申請の時期	県税	・4月1日から納期限まで ・年度の中で新たに該当となった場合「身体障害者手帳等の交付」「減免該当となる等級への等級変更」「自動車の新規登録」「病院からの退院」等の理由により減免が受けられる要件を満たした日から30日以内
	市税	・納税通知書が届いてから納期限前7日まで
申請に必要なもの	① 減免申請書 ② 納税通知書 ③ 障害者手帳(コピー不可) ④ 自動車検査証(車検証)又はコピー ⑤ 運転する方の運転免許証又はコピー(両面) ⑥ 減免申請される納税義務者の方のマイナンバー+身分証明書(運転免許証など) ⑦ 同一生計証明書(上記の減免要件中の使用要件イまたは所有要件イに該当する場合)もしくは日常的介護者の証明書(障がい者のみで構成される世帯の障がい者を日常的に介護される方が運転する場合) ※代理人申請の場合、上記の他に委任状と代理人の身分証明書が必要です。	
共通の注意事項	障がいのある方ご本人が運転する場合は、減免申請書の受付時に運転の確認をさせていただく場合があります。 運転免許証の条件欄に条件が記載されている場合(アクセル・ブレーキ手動式等)は、申請車両を確認させていただきます。 同一生計証明書及び日常的介護者証明書の用紙は、総合県税事務所及び市福祉事務所(福祉課)の窓口にあります。 すでに減免を受けている場合は、申請事項に変更がない限り翌年度以降も継続し減免されますので、改めて減免申請する必要はありません。	
窓口	市 軽自動車税(種別割) 千曲市役所 税務課 市民税諸税係 (内線 1141・1142・1143・1144) 県 自動車税(種別割/環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)※市税ですが当分の間は長野県が徴収を行います。 総合県税事務所 ☎ 026-234-9505	